

# 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「令和6年度 湖国のリーダー意識改革促進事業業務委託」の委託事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

## 1. 業務の趣旨

目まぐるしく変化する世の中に対応するため、様々な視点を確保し、多様な発想を活かせる組織体制が必要であり、そのためにも企業内での女性の人材登用が不可欠である。しかしながら、女性管理職や役員の割合は依然として低く、女性がまだまだ意思決定の場に参画できていない現状となっている。

そこで、さらなる女性人材の登用およびその環境を改善するため、そのカギを握る県内企業のトップ、とりわけ県内企業の大半を占める中小企業のトップを対象に、女性活躍に取り組むメリットや積極的に女性活躍に取り組む企業トップの姿を広く発信することで、意識改革のきっかけにつなげる。あわせて、内閣男女共同参画局が事務局を務める「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」への参加を促進し、継続的な取組を促す。

## 2. 業務の概要

### (1) 委託業務の名称

令和6年度 湖国のリーダー意識改革促進事業業務委託

### (2) 業務の内容等

別紙「令和6年度 湖国のリーダー意識改革促進事業業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という)のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

### (4) 予定価格

781,000円(消費税および地方消費税を含む)

## 3. プロポーザルに参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと、その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和 57 年滋賀県告示第 142 号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

(営業種目)大分類: 役務 中分類: デザインまたは広告

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行う

こと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。  
滋賀県物品・役務電子調達システム または 滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 [Tel:077-528-4314](tel:077-528-4314)）

#### 4. 参加申込書の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、あらかじめ、次のとおり公募型プロポーザル参加申込書(様式1)を提出すること。参加申込がない場合は、企画提案書等を受け付けない。

- (1) 提出期限  
令和6年4月26日(金) 17時まで(必着)
- (2) 提出場所  
「12 問合せ先」に同じ
- (3) 提出方法  
郵送、メール、FAX または直接持参  
・郵送、メールまたは FAX の場合は、送付した旨を電話にて連絡すること。  
・直接持参の場合の受付は9時から17時までとする(土曜、日曜を除く)。

#### 5. 公募型プロポーザル説明会の日時、場所等

- (1)説明会の日時  
令和6年5月8日(水) 13時30分から
- (2)説明会の場所  
Zoomによるオンライン開催
- (3)申込方法  
4の参加申込書(様式1)により申込むこと。  
出席の場合、前日までに Zoom 招待メールを送付する。  
※本説明会への参加を本プロポーザルへの参加要件とはしない。

#### 6. 公募型プロポーザルにかかる質問および回答について

- (1)質問方法  
別添の質問票(様式2)によりFAX またはメールにて受け付ける。  
※審査の内容に関しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。  
なお、質問票を送信した者は、その旨を必ず電話で連絡すること。
- (2)質問票提出期限  
令和6年5月9日(木) 17時まで
- (3)質問に対する回答  
各事業者からの質問をすべてまとめて、参加申込書を提出した全事業者あてに、令和6年5月13日(月)をめどに FAX またはメールで回答する。
- (4)質問票の提出先  
「12 問合せ先」に同じ

#### 7. 企画提案にかかる提出書類について

- (1)提出期限  
令和6年5月17日(金) 17時まで(必着)
- (2)提出方法

下記「12」に示す提出先への持参または簡易書留郵便による郵送。ただし、郵送による場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

※なお、持参の場合は土曜日、日曜日および祝日を除く9時から17時までとする。

(3)提出書類:

・企画提案書(様式3)および添付書類(正本) 1部

※企画提案書には、仕様書にて企画提案を求める内容を記載すること  
※概算価格には、仕様書に掲げる業務について、印刷費、広告費等、旅費等着手から完了まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。

・企画提案書の写し(副本) 4部

この副本はモノクロ印刷で構わない。

※企画提案書の正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。副本4部には、審査の公正を期すため、会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。

・認証企業一覧冊子のイメージ見本 4部

※この案は、冊子のイメージや図案・文章等の配置、色調等の提案を確認するものなので、ロゴマーク、各種情報、図案、写真、文字組等は仮のもので差し支えない。またページ数についても任意とする。  
※文章については、見出しを付けたうえで、具体的な文章に代えて、「その項目でどのようなことを記述するか」「特徴・工夫」等について、簡潔に説明すること。  
※具体的な内容(レイアウト、図案、写真、文章など)については、契約後に決定する。  
※見本に使用する用紙の仕様については任意とする。

・事業者概要(任意様式) 1部

8. 審査および契約予定者の決定方法

当課が設置する3名の委員による審査会において、提出された企画提案書等の審査を行い、当該業務の契約予定者とする。

(1)審査方法

提案のあった企画提案書等について、以下の評価項目および評価点に基づき、公正かつ厳正に書類審査を実施し、予定価格の範囲内において評価の総合点が最も高かった提案者を当該事業の契約予定者として1者選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししないものとする。

なお、プレゼンテーションは行わない。

(2)審査基準

各審査委員は、以下の(5)評価項目および評価点の項目①～④について、「5・4・3・2・1」の5段階の絶対評価で点数をつける(5:特に優れている、4:優れている、3:良い、2:普通、1:優れていない)。なお、項目①④は評価点を2倍、項目②は7倍、③は5倍にして計算するものとする。

る。また⑤については、予定価格に対する提案価格の割合により評価し、下記(5)の表のとおり配点する。⑥～⑩については、企画提案書等の提出期限の日において、下記の審査内容を満たしている場合、各項目につき下記の表に記載の点数を各審査委員の合計点数に加点する。審査委員の採点(項目①～④)および項目⑤～⑩の加点分を集計し、総合点の高いものから順に当該事業の契約予定者として選定する。

### (3)審査結果の通知

企画提案の採否について、文書で採用または不採用の通知を行う。

### (4)その他

審査会で契約予定者に選定されなかった提案者は、通知を受けた日から起算して7日以内に書面(任意の様式)により、女性活躍推進課に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。女性活躍推進課は、説明を求める書面を受け取った日から起算して7日以内に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

### (5) 評価項目および評価点

評価項目		評価点
①	業務の実施方針について、事業の趣旨を十分に理解できているか。	10点
②	冊子の企画内容が県内トップ層の意識改革につながるような内容となるよう工夫されているか。	35点
③	冊子のデザイン等は見やすく、読み手の興味を引くよう工夫されているか。	25点
④	事業を実施するための十分な体制、能力、経験を有しているか。また、スケジュールが無理のない具体的なものであるか。	10点
⑤	経費の削減に配慮されているなど、適正な見積額となっているか。 (予定価格に対する見積価格の割合で、以下のとおり配点する。) 予定価格の80%未満 …10点 予定価格の80%以上 85%未満…8点 予定価格の85%以上 90%未満…6点 予定価格の90%以上 95%未満…4点 予定価格の95%以上 …1点 ※小数点以下は切り下げとする。	10点
⑥	県内に本店を有する事業者であるか。	2点
⑦	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。 または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	2点
⑧	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1点
⑨	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること	1点

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること</li> <li>・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること</li> <li>・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること</li> </ul>	
⑩	<p>「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか。</p> <p>または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p>	3点
⑪	<p>環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際標準化機構が定めた企画ISO14001 に適合している旨の認証</li> <li>・一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録</li> <li>・特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</li> <li>・一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</li> </ul>	1点
計		100点

#### 9. 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、女性活躍推進課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。この際、企画提案書の内容について一部変更することもある。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

#### 10. 失格となる場合

- (1)上記「7」の企画提案にかかる提出書類の提出期限に遅れた場合
- (2)企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3)企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4)企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5)その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

#### 11. その他

- (1)この公募型プロポーザルの参加に要する経費は、すべて各事業者の負担とする。
- (2)提出された企画提案書は返却しない。
- (3)1社1提案とする。
- (4)企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

#### 12. 企画提案書等の提出先および問合せ先

滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課 担当 山口

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3772 FAX:077-528-4807 E-mail:fg00@pref.shiga.lg.jp